

甘楽町道路台帳電子化及び
地図情報プラットフォーム導入事業
業務委託 特記仕様書

甘楽町 建設課

第1章. 総則

第1条（適用）

この仕様書は、甘楽町道路台帳電子化及び地図情報プラットフォーム導入事業業務委託（以下「本業務」という。）の実施にあたり、甘楽町（以下「発注者」という。）が受注者に対して、本業務の履行における事項を定める。

第2条（目的）

本業務は、内閣府が所管する「地域未来交付金」を活用した事業である。本業務では発注者が管理する道路台帳電子化及び地図情報プラットフォームを構築することにより、デジタルデータ利用促進及び道路行政のデジタルフォーメーション（DX）を実現することを目的とする。

第3条（準拠する法令）

本業務は、本要求仕様書によるほか次の法令及び規程に基づいて行うものとする。

- ① 測量法（昭和 24 年 6 月 法律第 188 号）
- ② 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）、同施行令及び施行規則
- ③ 道路法（昭和 27 年 6 月 法律第 180 号）、同施行令及び施行規則
- ④ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、同施行令及び施行規則
- ⑤ 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年 法律第 63 号）
- ⑥ 道路施設現況調査要項（国土交通省）
- ⑦ 地方交付税法（昭和 25 年 法律第 211 号）
- ⑧ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ⑨ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- ⑩ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ⑪ 国土交通省公共測量作業規程（平成 28 年 3 月 31 日国国地第 190 号）
- ⑫ 作業規程の準則（国土交通省告示第 565 号 平成 28 年 3 月 31 日一部改正）
- ⑬ 地理空間情報活用推進基本計画（平成 29 年 3 月国土地理院）
- ⑭ 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014（平成 26 年 4 月国土地理院）
- ⑮ 日本版メタデータプロファイル（JMP2.0 仕様書）（国土地理院）
- ⑯ 品質の要求、評価および報告のための規則（平成 28 年 4 月国土地理院）
- ⑰ 甘楽町財務規則
- ⑱ その他関係法令及び関係図書等

第4条（作業区域）

本業務の作業区域は甘楽町内全域とする。

第5条（疑義）

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者はその都度速やかに協議を行い、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

第6条（作業計画）

受注者は、本業務の実施に当たり下記の書類を監督職員に提出し、承認を受けるとともに、本業務実施期間中は進捗状況を随時報告するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 業務着手届
- (4) 業務主任技術者及び照査技術者選任通知書（経歴書含む）
- (5) 個人情報取扱誓約書
- (6) その他必要書類

第7条（会社要件）

受注者は、本業務の安全を確保することから、下記に示す資格を有していなければならない。

- (1) 当該年度（R7）において、四半期毎に決算短信を公表していること。
- (2) 過去5年以内（R3～R7）に群馬県内で道路台帳電子化及び公開型GIS構築業務を完了した実績を有していること。
- (3) 過去10年以内（H28～R7）に群馬県内で単一業務において路線延長1,000km以上の道路台帳電子化業務を完了した実績を有していること。

第8条（主任技術者）

本業務での主任技術者は測量士及び技術士（建設-道路）の資格を有しており道路台帳電子化及び公開型GIS導入業務の実績を有していること。

第9条（照査技術者）

本業務での照査技術者は空間情報総括監理技術者及び技術士（建設-道路）の資格を有しており道路台帳電子化及び公開型GIS導入業務の実績を有していること。

第10条（品質及び情報セキュリティの確保）

本業務は、個人情報などの機密情報を取り扱うため、受注者は以下の資格及び要件を満たすものとする。第6条記載の書類提出時に資格書の写しを提出するものとする。

- (1) 情報セキュリティマネジメントシステム認証登録 ISO 27001
- (2) 個人情報保護マネジメントシステム認証登録 JIS Q 15001

- (3) 品質マネジメントシステム JIS Q 9001
- (4) IT サービスマネジメント ISO 20000
- (5) ISMS クラウドセキュリティ認証 ISO 27017

第11条（打合せ）

本業務を適正かつ正確に遂行するため、受注者は発注者と業務を遂行するのに十分な打合わせを必要に応じて実施するものとする。

受注者は、打合せ事項の確認について、その都度「打合せ記録簿」を作成し、速やかに発注者に提出し、打合せ内容の承認を受けるものとする。

第12条（身分証明書）

受注者は本業務を実施するにあたり、現地調査などの際には発注者が発行した身分証明書を携帯するものとする。

第13条（成果品の帰属）

本業務において発注者より貸与する資料及び成果品（磁気媒体含む）等の著作権はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は許可なく複製し、貸与し、及び公表してはならない。

第14条（完了検査）

受注者は、本業務完了時に発注者に対し、業務完了届、成果品納品書及び成果品を提出し、完了検査を受け、検査合格により完了とする。なお、修正の指示を受けた場合、速やかに修正し、再検査を受け、再検査の合格により完了とするものとする。

第15条（契約不適合責任）

業務完了後、受注者の過失、疎漏による不良箇所や誤謬が発見された場合は、発注者の指示により、受注者の負担において、速やかに修正ならびに補足するものとする。

第16条（貸与資料）

受注者は、発注者より貸与する資料において下記を遵守し、責任をもってこれを管理するものとする。なお、セキュリティ確保の観点から受注者の運用するデータ交換サービスを用いて受渡しを行うものとし、使用するデータ交換サービスは LGWAN-ASP サービスリスト（サービス分類：8 行政情報管理・共有）に登録されるサービスを用いるものとする。

- (1) 汚損、被害等の無いように取り扱いには、万全の注意を払わなければならない。
- (2) 受注者は、貸与された資料の取り扱い及び保管について慎重に行い、業務上必要

であっても発注者の承諾なくして複写・複製をしてはならない。

(3) 受注者は、業務終了後、速やかに貸与資料を返却しなければならない。

第17条（納入場所）

本業務の成果品の納入場所は、甘楽町 建設課とする。

第18条（履行期間）

本業務の履行期間は令和9年3月31日までとする。

なお、地図情報プラットフォームは令和9年3月1日から運用開始するものとする。

第2章. 業務内容

第19条 (作業概要)

本業務における作業内容は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 計画準備 | 1 式 |
| (2) 資料収集整理 | 1 式 |
| (3) 道路台帳電子化 | 385km |
| (4) 地図情報プラットフォーム構築 | 1 式 |
| (5) 打合せ協議 | 1 式 |

第20条 (座標系等)

本業務で使用する座標系及び計測単位は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 準拠する測地系 | 世界測地系 (測地成果 2024) |
| (2) 水平位置の座標系 | 平面直角座標系第IX系 |
| (3) 垂直位置の座標系 | 平均海面を基準とする標高 |

第3章. 道路台帳電子化

第21条 (計画準備)

本業務の特性を十分に考慮した上で、効率的、合理的に遂行するための技術的方針・実施工程を検討し、全体計画の立案したものを業務実施計画書に取りまとめる。

第22条 (資料収集整理)

業務を履行する上で、必要となる資料の収集・整理を行う。

第23条 (道路台帳平面図スキャニング)

貸与する道路台帳平面図のスキャニングを行い、ラスターデータを作成するものとする。スキャニングは、白黒2階調 400dpi 非圧縮で作成を行うものとする。ラスター化した道路台帳平面図を、四隅の座標を基に幾何補正を行うものとする。

第24条 (道路台帳平面図電子化)

本作業は第23条にて作成したラスターデータを基図として、マップデジタイズ手法により、道路敷内の地形データ (以下、道路地形データという) の電子化を行うものとする。なお、データの取得精度は基図が保有する精度を満たすものとする。

第25条（道路台帳更新）

町道のうち既存図面と現況道路が一致していない路線（8.1km）の更新を行うものとする。

第26条（道路台帳要素電子化）

第23条で作成された道路台帳平面図ラスタデータより、以下の項目の道路台帳要素の電子化を行うものとする。

- (1) 路線番号
- (2) 路線の起点・終点
- (3) 区間番号、区間線、中心線
- (4) 道路幅員
- (5) 側溝種別、側溝寸法
- (6) 舗装種別、舗装界
- (7) 安全施設（防護柵）
- (8) 曲線半径、縦断勾配
- (9) 施設情報（橋梁、踏切）
- (10) その他必要な項目

第27条（道路台帳路線網図データ作成）

認定路線網図は、第26条で作成した中心線を用いて道路網図データを作成するものとする。

なお、各路線の図形データには、路線番号・路線名称等の属性情報の付与を行うものとする。

第28条（道路施設データ作成）

発注者が管理している橋梁、踏切の道路施設位置データを作成するものとする。

- (1) 道路施設データはShapeファイル形式にて納入するものとする。
- (2) 道路台帳調書データの施設番号と照合確認を行うものとする。

第29条（道路台帳調書電子化）

既存の道路台帳調書を電子データ化し、本業務で構築する地図情報プラットフォームに搭載可能な形式への変換加工を行う。

第4章. 地図情報プラットフォーム構築

第30条 (システム要件)

本業務では、発注者が保有する地図情報をパソコンやスマートフォンから 24 時間 365 日、住民や事業者が閲覧できる地図情報プラットフォームを構築することで、行政からの情報発信を強化し、行政サービス向上を図るものとする。

また、地域未来交付金を活用するため、デジタル庁が公開しているモデル仕様書に準拠しているとともにデジタル地方創生サービスカタログの”モデル仕様書適合”に該当するシステムを構築するものとする。

第31条 (システム導入環境)

本業務において構築するシステム導入環境は以下のとおりである。

(1) システム利用条件 (地図情報プラットフォーム))

- ① 利用方式 Internet-ASP
- ② 利用ユーザ数 無制限
- ③ 利用機器 住民・事業者のパソコン、スマートフォン、タブレット等

(2) システム利用条件 (地図情報プラットフォーム管理システム))

本業務において使用するシステム導入環境は以下のとおりである。

- ① 利用方式 LGWAN-ASP : 30Mbps
- ※ただし、回線速度を保証するものではない。
- ② 利用ユーザ数 5 ライセンス

第32条 (システム基本要件)

本業務において構築するシステム基本要件は以下のとおりである。

- (1) 当該システム製品を自社で保有しているものとする。
- (2) 地図情報プラットフォーム管理システムで作成したデータを地図情報プラットフォームへデータに即時データ公開申請が行えるものとする。
- (3) ストレスなく地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れたシステムであるものとする。
- (4) GIS を利用したことのない利用者でも、直感的に基本操作(検索・閲覧・印刷等)ができるシステムであるものとする。
- (5) 利用者が親しみやすいページデザインとするものとする。
- (6) システムは不特定多数 50 名程度が同時に利用しても問題なく動作するものとする。
- (7) 24 時間利用できるものとする。
- (8) 職員で Shape ファイルを自由にインポート、エクスポートでき、属性情報に紐づ

く添付ファイルもインポート・エクスポートできるものとする。

- (9) 迅速な電話・窓口対応ができるように、地図情報プラットフォームと地図情報プラットフォーム管理システムは同一インターフェースのパッケージシステムとするものとする。同一インターフェースのパッケージシステムではない場合、テストサイト環境の構築、データ変換や色調補正などの作業が別途発生しないものとする。
- (10) 地図情報プラットフォームでの公開・非公開設定について発注者と公開するデータの種類や更新頻度、公開承認や公開期間等を協議したうえで掲載するものとする。
- (11) システム操作において以下の操作レスポンスを維持するものとする。

システム操作	レスポンス
パン表示速度	3秒
拡大表示速度 (同じ縮尺表示で比較)	3秒
縮尺表示速度 (同じ縮尺表示で比較)	3秒
画面切り替え時の表示速度	4秒

第33条 (システム機能要件)

受注者は、システム導入環境・システム基本要件に基づき、システムを構築するものとする。

(1) 地図情報プラットフォーム

① システム概要

道路含めた行政情報を閲覧できる GIS を構築するものとする。

② システム機能

システム機能は別紙1 (機能要件、非機能要件) を全て満たすものとする。

(2) 地図情報プラットフォーム管理システム

① システム概要

地図情報プラットフォーム搭載情報及び道路に関する情報 (道路台帳図、認定路線網図等) を閲覧・編集・管理できるとともに指定した路線 (路線番号) の調書が閲覧可能な台帳機能を搭載したシステムを構築するものとする。

② システム機能

システム機能は別紙2 (地図情報プラットフォーム管理システム機能表) を全て満たすものとする。

第34条 (システム運用要件)

本業務において構築するシステムの運用要件は以下のとおりである。

(1) 地図情報プラットフォーム

- ① 定期点検等の計画停止を除き、24時間365日インターネットを通じてWebブラウザで情報を閲覧できるものとする。
 - ② 定期点検等本格的に本システムを停止する際は、実施の30日前までに、文書で発注者の許可を得ること。また、点検は原則開庁時間（午前8時30分から午後5時15分）以外に実施すること。
 - ③ バッチ処理の開始から完了までの時間は、4時間以内とすること。
 - ④ 発注者がシステムのOS・ソフトウェア・GIS・エンジン・機器等の保守期限を考慮する必要がなく、長期的に利用できるシステムとする。
 - ⑤ 今後、クライアント環境(OS及びブラウザ等)がバージョンアップしていくことも考慮し、現行から最新バージョンまでのすべてに対応するものとする。
 - ⑥ GISについては、プラグイン等の特別なソフトのダウンロードやJavaアプレットなど使用機器に制限を与えるようなものがないこと。(アクセシビリティ対応は除く。)
 - ⑦ システムはパソコン、スマートフォン、タブレットで使用した際、レイアウトやデザインの崩れが生じないこと。
 - ⑧ 本システム構築時点において主要なブラウザ(Microsoft Edge、Apple Safari、Mozilla Firefox、Google Chrome)の最新版で動作すること。
 - ⑨ ソフトウェアは修正プログラムやバージョンアップの提供等、開発元のサポートがある信頼性の高い製品を使用すること。また、システム構築時点には、安全性及び安定性を確認した最新バージョンを導入すること。
 - ⑩ データセンター側にバックアップ機能を有し、バックアップ先についても情報セキュリティ対策を十分に講じるものとする。
 - ⑪ (財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)の地域情報プラットフォーム準拠登録製品であること。
 - ⑫ システムの停止が必要な作業が発生する場合は、システム運用に影響を与えない時間帯に行うものとし、事前に発注者と協議を行うものとするものとする。
 - ⑬ 同時接続ライセンス数は、システム運用開始後においても、適宜追加・削減が可能であること。
- (2) 地図情報プラットフォーム管理システム
- ① 定期点検等の計画停止を除き、24時間365日インターネットを通じてWebブラウザで情報を閲覧できるものとする。
 - ② 定期点検等本格的に本システムを停止する際は、実施の30日前までに、文書で発注者の許可を得ること。また、点検は原則開庁時間（午前8時30分から午後5時15分）以外に実施すること。
 - ③ バッチ処理の開始から完了までの時間は、4時間以内とすること。
 - ④ 発注者がシステムのOS・ソフトウェア・GIS・エンジン・機器等の保守期限を

考慮する必要がなく、長期的に利用できるシステムとする。

- ⑤ 今後、クライアント環境(OS 及びブラウザ等)がバージョンアップしていくことも考慮し、現行から最新バージョンまでのすべてに対応するものとする。
- ⑥ GISについては、プラグイン等の特別なソフトのダウンロードやJava アプレットなど使用機器に制限を与えるようなものがないこと。(アクセシビリティ対応は除く。)
- ⑦ システムはパソコン、スマートフォン、タブレットで使用した際にレイアウトやデザインの崩れが生じないこと。
- ⑧ 本システム構築時点において主要なブラウザ (Microsoft Edge、Apple Safari、Mozilla Firefox、Google Chrome) の最新版で動作すること。
- ⑨ ソフトウェアは修正プログラムやバージョンアップの提供等、開発元のサポートがある信頼性の高い製品を使用すること。また、システム構築時点には、安全性及び安定性を確認した最新バージョンを導入すること。
- ⑩ データセンター側にバックアップ機能を有し、バックアップ先についても情報セキュリティ対策を十分に講じるものとする。
- ⑪ (財) 全国地域情報化推進協会 (APPLIC) の地域情報プラットフォーム準拠登録製品であること。
- ⑫ システムの停止が必要な作業が発生する場合は、システム運用に影響を与えない時間帯に行うものとし、事前に発注者と協議を行うものとするものとする。
- ⑬ 地図情報プラットフォーム管理システムは有事の際に備え、オンプレミス方式(庁内サーバ設置方式)での運用にも対応可能なシステムであること。
- ⑭ 同時接続ライセンス数は、システム運用開始後においても、適宜追加・削減が可能であること。
- ⑮ 利用者やデータ量が増大した場合においても、操作性が低下しないような拡張性の高いシステムとすること。

第35条 (アンケート機能要件)

本業務において構築するシステムでは発注者が準備するアンケートフォーム (logo フォームを使用予定) を活用したアンケート機能を準備すること。詳細は発注者と協議の上、決定するものとするものとする。

- (1) 地図情報プラットフォームのポータルサイトでアンケートフォームとリンク付けするものとする。
- (2) アンケート調査は毎年度実施するものとし、期間は3カ月程度を想定している。アンケート項目や実施時期、集計方法及び集計結果の提出時期は、発注者と協議のうえ決定するものとするものとする。
- (3) 集計期間終了後は、アンケート実施前の画面を表示するものとする。

第36条（トップページ作成）

受注者は、地図情報プラットフォームに地図コンテンツを整理し、利用者が必要な情報を入手しやすいようにトップページを作成するものとする。また、ポータルサイトの基調となる色彩やデザインはユニバーサルデザインを考慮し、協議の上で決定するものとする。

なお、地図コンテンツに応じて、利用上の注意事項や同意を得た上で、利用できる仕組みを構築するものとする。

第37条（データ搭載）

本業務において構築するシステムのデータ搭載要件は以下のとおりである。

(1) データ搭載

受注者はシステム搭載用にデータ変換を行い、構築した地図情報プラットフォームに変換したデータを搭載するものとする。また、本業務で搭載するデータは以下の通りとする。

地図情報プラットフォーム			
No	名称	数量	提供形式
1	道路台帳図	1式	Shape形式（本業務で整備）
2	認定路線網図	1式	Shape形式（本業務で整備）
3	航空写真	1式	TIFF形式
4	地形図	1式	TIFF形式
5	下水道管路データ	1式	Shape形式
6	ハザードマップ	1式	Shape形式
7	GoogleMaps	1式	民間地図

※公開属性は発注者との協議により決定

なお、上記の搭載データ以外の各部署が保有している地図情報についても、システム構築後容易にデータ搭載が可能となるシステム設計とする。

地図情報プラットフォーム管理システム			
No	名称	数量	提供形式
1	道路台帳図	1式	Shape形式（本業務で整備）
2	認定路線網図	1式	Shape形式（本業務で整備）
3	道路台帳調書	1式	本業務で整備
4	航空写真	1式	TIFF形式
5	地形図	1式	TIFF形式
6	下水道管路データ	1式	Shape形式
7	ハザードマップ	1式	Shape形式

(2) レイヤ構成の確認及び設定

搭載データのレイヤ構成を確認し、各種データはシステム上において、適切な表現ができるようレイヤ構造の設定を行い、業務運用に適したものとするため、発注者

の指示により調整を図るものとする。

(3) データ検証

受注者は、システムに搭載された各種データが、システム上で正常に稼働しているかの検証を行い、発注者に報告を行うものとする。不備が発見された場合は、受注者がシステムで正常に稼働するように調整を行い、その結果を再度報告するものとする。

第38条 (システムテスト)

(1) システムテスト

受注者は、システム構築後、地図情報プラットフォーム及び地図情報プラットフォーム管理システムが正常に稼働しているかの検証を行い、発注者に報告するものとする。不備が発見された場合は、受注者が正常にシステムが稼働するように調整を行い、その結果を再度報告するものとする。

(2) システム仮稼働

令和9年3月1日からの本稼働の前に、仮稼働期間を2週間程度設けるものとする。仮稼働期間に改善点などが発見された場合は、仮稼働期間中に対応し、改善を図るものとする。なお、仮稼働期間は、町職員のみが利用できるものとする。

(3) アクセスログ報告

令和9年3月1日から令和9年3月31日の本稼働期間において、地図情報プラットフォームに対するアクセス状況を集計、整理し、アクセスログ報告書として報告するものとする。アクセスログの項目は、協議のうえ決定するものとする。

第39条 (操作研修)

受注者は、導入する地図情報プラットフォーム及び地図情報プラットフォーム管理システムの管理者となる町職員に対して、操作研修を行うこととする。職員研修では、GISを利用したことがない職員でも操作手順等がわかるように、運用マニュアルおよび研修マニュアルを準備すること。

操作研修では、システムの操作方法だけでなく、本業務の趣旨や運用方法など業務の効果を最大化するための研修となるよう創意工夫すること。

会場の手配、職員への通知などは発注者が実施するが、必要機材・時間・タイムスケジュール等は事前に発注者へ報告し、協議の上決定すること。

第40条 (職員用操作マニュアル作成)

受注者は、本業務で構築・運用するシステムの操作方法を示した操作マニュアルを、

仮稼働までに作成するものとする。

第5章. システムサービス要件

第41条 (システムサービス要件)

本業務でのシステムサービス要件は以下の通りとする。

(1) ASP サービス要件

① 地図情報プラットフォーム

本システムは、インターネットへ接続するクラウド方式により構築するものとする。システムの詳細な利用条件、サービスレベルについては SLA(Service level Agreement)として、詳細は発注者と受注者にて協議の上、締結するものとする。

また、SLA 要件については、毎年度末に協議により、見直しを行うものとする。

② 地図情報プラットフォーム管理システム

本システムは、LGWAN-ASP へ接続するクラウド方式により構築するものとする。システムの詳細な利用条件、サービスレベルについては SLA(Service level Agreement)として、詳細は発注者と受注者にて協議の上、締結するものとする。

また、SLA 要件については、毎年度末に協議により、見直しを行うものとする。

(2) データセンター要件

本業務で利用するデータセンターは以下の要件を満たすものとする。

① データセンター基本要件

1. データセンターは日本国内に立地していること。
2. 水防法に基づく浸水想定区域に指定されていないこと。
3. 機器設置場所は、有人受付などにより、許可されていない者の立入を排除する等のセキュリティ対策をおこなっていること。
4. 24 時間 365 日運用を行っていること。
5. 発注者からの請求により管理記録の閲覧及び現地立ち入り調査等に応じなければならない。

② 耐震性

1. 現行建築基準法で規定されている耐震性能を満足すること、または、支持基盤まで基礎杭の打ち込み済み等、地震に対しての対策が講じられていること。
2. 建物骨組みに取り付けた制震装置により地震エネルギーを吸収し、建物の揺れを小さくするなどの地震対策をおこなっていること。
3. 震度 6 強の地震において倒壊しない制震ラックを採用すること。

③ 耐火性

1. 現行建築基準法に規定されている耐火建築物または準耐火建築物であること。

2. 自動火災報知システムが適切に設置されていること。
 3. 機器に影響を与えない自動消火設備(窒素ガス消火設備等)を有し、消火活動時にマシンを最大限保護する設計であること。
- ④ 電源性能
1. 主電源は電力会社から複数系統で受電されていること。
 2. 無停電電源装置及び非常用発電設備により、無停電で電源を供給できること。
(停電時で 48 時間以上連続運転が可能であること。また、緊急時の非常用発電設備への供給体制が整っていること。)
- ⑤ 冗長化性能
1. サーバは冗長化をおこない、サーバ本体の故障時などには、他のサーバに切り替えを行い、継続運用が可能であること。

第6章. 運用保守

第42条 運用保守・管理要件

発注者が貸与する機器、GIS データ及びデータセンター内のシステム設備について、以下のとおり適切な運用保守・管理を行うこと。

- ① 保守体制
1. 問い合わせ対応及び障害対応について、電話(9:00～17:00)及びメール(随時)による受付を行うこと。
 2. 稼働時間内の安定したシステム提供及びシステム設備監視を行うこと。
 3. 発注者からの連絡受理から状況把握、解決、事後報告を実施可能な体制を構築し、運用保守体制を文書により明確にすること。
 4. 連絡の手段は対面、電話、FAX、電子メールまたは書簡等とし、障害発生時には速やかにその原因を報告し、復旧に努めること。
- ② 保守内容
1. 運用保守業務の範囲は、利用するシステムのハードウェア・ソフトウェアとし、セキュリティに関する事項も含むこと。
 2. 年度ごとに 1 回以上、定期点検を行うこと。本点検にあたっては事前に問題点等の確認を行ってから動作確認、機器の状況確認、その他を行うものとする。
 3. 受注者は構築したシステムのバージョンアップに伴う情報提供を行うこと。
 4. データや操作に関して発注者から問い合わせがあった場合は迅速かつ親身に対応すること。またシステムを運用していく上で、必要な情報の提供に努め、助言を求められた場合は速やかに対応すること。
 5. 修正パッチ、セキュリティホール対策及びウイルス対策の日常管理を行うこと

とし、不正アクセス対策を講じること。

6. 障害が発生した際は、迅速な復旧対応を行うとともに、速やかに障害発生状況、原因、対応等を記載した障害報告書を作成・提出することとし、障害対応後には恒久的な再発防止策を計画・実施すること。またデータセンター側では対応できない場合は、解決のために現場に駆けつけ、状況確認・改善を行うこと。
7. 計画的にシステム停止する場合は発注者に事前通知すること。
8. 各年度で運用保守業務終了時に業務完了報告書を提出し、発注者の承認を受けること。その際、利用者やアクセス実績に関する統計集計、情報セキュリティ対策における実績及びシステム停止実績等を記載した運用実績報告書を添付すること。
9. データ更新・セットアップに関しては毎年発注者と協議を行い、内容を確認させるものとする。

第7章. 成果品

第43条 (成果品)

成果品は以下の通りとする。

- | | |
|----------------------------|-----|
| ① 業務実施計画書 | 1 式 |
| ② 道路台帳平面図データ (shape 形式) | 1 式 |
| ③ 道路台帳図要素データ (shape 形式) | 1 式 |
| ④ 道路台帳調書要素データ (shape 形式) | 1 式 |
| ⑤ 施設位置データ (shape 形式) | 1 式 |
| ⑥ 道路台帳調書電子データ | 1 式 |
| ⑦ 地図情報プラットフォーム | 1 式 |
| ⑧ 地図情報プラットフォーム管理システム | 1 式 |
| ⑨ GIS 搭載用データ | 1 式 |
| ⑩ GIS 業務担当者向けマニュアル(電子媒体含む) | 1 式 |
| ⑪ GIS 運用管理者向けマニュアル(電子媒体含む) | 1 式 |
| ⑫ 打合せ協議記録簿 | 1 式 |
| ⑬ その他必要と認められた資料 | 1 式 |